

令和元年台風第19号災害義援金の募集について

令和元年10月の台風第19号の影響により、各地で人的被害をはじめ住宅被害等の被害が発生しました。

この災害で被災された方への支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

- ①義援金の名称「令和元年台風第19号災害義援金」
- ②受付期間 令和元年12月30日(月)まで

2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
- ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
- ・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)
妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階
電話 0255-72-7660